

流山市農業委員会
令和4年第7回
総会議事録

令和4年7月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第7回総会議事録

- 1 期 日 令和4年7月11日(月)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 6番 中嶋 清
7番 小菅 康男
- 5 出席農業委員(委員12名)
 - 1番 矢口 優子
 - 2番 池田 操代
 - 3番 金子 文雄
 - 4番 鈴木 亨
 - 5番 金子 孝博
 - 6番 中嶋 清
 - 7番 小菅 康男
 - 8番 染谷 一嘉
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 小林 常男
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主査 野口 翔子
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
 - (1) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 1
 - (2) 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について…………… 6
 - (3) 議案第24号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について …… 8
 - (4) 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について …………… 10
 - (5) 議案第26号 農地所有適格法人報告書の提出について …………… 11
 - (6) 報告第18号 専決処理の報告について …………… 13

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

6番 中嶋委員、7番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第26号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第18号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年7月11日提出

今月の申請は5件です。

始めに、1番の権利者は、流山市前平井の方で年齢は28歳です。

申請がありました土地は、西深井の畑2筆 転用面積は314.23平方メートルです。権利の種類は、贈与による所有権移転で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

申請理由ですが、権利者は、現在、流山市内の賃貸住宅に住んでいますが、今後の子供の成長を考え、親から土地を譲り受け専用住宅を建築するため申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、2番の権利者は、柏市西原に所在する医療法人で昭和29年に設立されています。

事業内容は、病院や介護老人保健施設等の経営です。

申請がありました土地は、駒木台の畑6筆 転用面積2,588平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

申請理由ですが、権利者は、現在、病院周辺に複数の職員用駐車場を利用していますが、そのうちの1か所について、土地所有者より契約の解除を求められ、近隣で替わりとなる駐車場が必要となったため申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、3番の権利者は、柏市豊四季に所在する法人で、昭和34年に設立されています。

事業内容は、金属製品の研磨・加工などです。

申請がありました土地は、名都借の田1筆 転用面積877平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

申請理由については、現在、周辺に従業員用駐車場を利用していますが、土地所有者より契約の解除を求められ、近隣に替わりとなる駐車場が必要となったため申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、4番と5番は関連があるため一括して説明いたします。

権利者は、流山市野々下に所在する法人で、昭和63年に設立されています。

事業内容は、廃棄物処理業です。

申請がありました土地は、野々下二丁目の畑2筆 合計転用面積789平方メートルです。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

申請理由については、事業所周辺で廃棄物収集用の車両及び従業員用駐車場を貸借していますが、土地所有者と契約継続の合意に至らず、代替の駐車場が必要となり申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の7ページと8ページでございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが5件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約900メートルに位置し、周囲は小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造二階建て住宅を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に、1段または2段のコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内の浸透トレンチや浸透ますに集水する計画とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽での処理後、前面道路の既設雨水管に排水する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は住宅、西側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、整備費、建設費その他の合計が約5,250万円。全額借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続いて、2番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の東約1.3キロメートルに位置し、周囲は流山市美田の住宅地に近接しており、小規模な畑と住宅等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石で舗装し、出入口部分はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐと共に、法面は30度以下の勾配で成型する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況については、写真のとおり申請地周辺につきましては、北側は保育所、東側は住宅、南側は道路、西側は店舗となっております。

次に、資金計画ですが、賃料は年間564万円で、整備費が約1,147万円。全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当はありません。

続いて、3番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.7キロメートルに位置し、周囲は柏市の住宅地に近接しており、学校や資材置場等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石で舗装し、出入口部分はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐと共に、のり面は30度以下の勾配で成型する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺につきましては、北側は道路を挟んで住宅地、東側は畑、南側と西側は水路となっております。

次に、資金計画ですが、賃料は年間114万円で、整備費が約470万円。全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

続いて、4番と5番は権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約2キロメートルに位置し、周囲は柏市の住宅地に近接しており、資材置場等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石で舗装し、出入口部分はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐと共に、鋼板で外周を囲う計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は既存の駐車場、それ以外は遊休農地となっております。

次に、資金計画ですが、土地購入費は約716万円、整備費が1,155万円。全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

それでは、私から1点お聞きいたします。

4番・5番の議案についてですが、この駐車場の出入り口はどこですか。

◎事務局(小田主事) スクリーン画面で御説明いたします。

画面赤枠部が敷地拡張する駐車場部分となり、隣接する既存敷地と入口部分は、こちらになります。

○水代会長 既存の駐車場に隣接して拡張する計画ですね。

わかりました。

他に御質問ございますか。

◆染谷推進委員 4番・5番ですが、申請は廃棄物収集の〇〇〇さんですね。

噂によると入札できなかったと聞いたのですが…

◎事務局(染谷次長) 流山市の廃棄物収集運搬業務の入札において、他の業者が落札したのですが、その業者さんが入札を降りて〇〇〇さんに廃棄物の収集運搬業務が回って来たと聞いております。

◆第11番(山崎委員) 2番の議案ですが、廃止となる既存の病院駐車場は近いのですか。

◎事務局(染谷次長) スクリーンで御説明いたします。

廃止となる駐車場は柏市西原にある80台分の駐車場です。

ある企業が所有する土地でしたが、処分することとなった旨、申請者に連絡が入り、約150メートル先の当該地に代替えを求めて計画されたものです。

○水代会長 病院との位置関係はどうなっていますか。

◎事務局(染谷次長) (画面の地図を示し)病院はこちらです。

◆第10番(岡田委員) 駐車場計画地の一部は、かつて農地法第3条許可案件であつて、転用後に何か利用制限はなかったですか。

◎事務局(染谷次長) 岡田職務代理者から御質問の件について、御説明いたします。
議案案内図の駒木台の案件ですが、この土地は令和2年度に農地法第3条許可申請により農地を取得したものです。

御案内のとおり農地を農地として利用するために所有権移転したものでありますが、今般、農地以外のものに転用したい旨の第5条申請がなされたものです。

流山市農業委員会では、農地法第3条の農地転用許可の際には、取得後3年間は農地として耕作してくださいと指導を行ってきました。

しかし、国からは、農地取得後3年以内の農地転用を認めないという既存の慣行は不適切である旨全国的に通知が発せられたところです。

但し、今般の第5条申請が、この経緯に習って出された訳ではありません。

病院側で駐車場用地を探していることから第5条申請があつたものです。

○水代会長 今後、第3条許可申請の際においては、取得後の耕作指導を行いながらも具体的な3年間耕作するという条件を付さずに転用を許可していくと、そこが不耕作農地になる恐れも出てきますね。農地利用状況調査対象地となってしまう心配も出てきますね。

◎事務局(染谷次長) そもそも第3条許可申請案件は、第3条許可の許可要件が揃っていれば許可せざるを得ないものであると考えられます。

その申請者の方が耕作機械を所有して、耕作技術・能力をお持ちであり他の条件も揃っていれば許可せざるを得ません。

またその農地が第5条申請として申請が出れば、第5条の許可要件に則って審議をしていくという事になります。

○水代会長 はい、そういうことですね。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員です。

よって、議案第22号については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第23号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年7月11日提出

今月の申請は、新規が1件、更新が1件です。

始めに、議案の1番の権利者は流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑2筆 合計面積1,553平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、流山市平方にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田3筆 合計面積3,093平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページと11ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件です。

始めに、新規の案件です。

1番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

議案の2番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は52歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第23号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第24号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第24号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和4年7月11日提出

今月の申請は3件です。

始めに、1番と2番は関連があるため一括して御説明いたします。

1番の申請者は、八千代市勝田台にお住まいの方、2番の申請者は、流山市美原二丁目にお住まいの方です。

申請地は、美原二丁目の登記地目 畑3筆 合計面積539.58平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

議案案内図につきましては、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の3番の申請者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方です。

申請地は、前ヶ崎の登記地目 畑2筆 合計面積1,044平方メートルで変更後の地目につきましては宅地です。

本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、15ページと16ページにございますので、併せてご参

照ください。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第24号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、3件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番と2番は関連があるため一括して御報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約800メートルに位置している土地です。

申請者が昭和39年と昭和57年にそれぞれ相続により取得した土地で、平成10年以前から、配置図のように、宅地の庭先として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成12年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地と一体利用している状況となっていることを確認いたしました。

続いて、3番について御報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約2キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成5年に相続により取得した土地で、平成13年以前から配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成13年2月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地として利用している状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。
よって議案第24号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをご覧ください

議案第25号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和4年7月11日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市駒木の方で被相続人の妻に当たります。

申請地は、駒木の畑1筆 面積1,255.51平方メートルです。

議案案内図につきましては17ページにございますので併せて御参照ください。

被相続人については、大正15年生まれで、令和3年12月に95歳でお亡くなりになられた方です。

相続人は、昭和3年生まれの93歳の方です。

相続人の世帯の農業従事者は、3名です。

現地の状況につきましては、耕起済の状況でした。

御説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の北西約400メートルに位置している土地です。

農業従事者につきましては、申請者とその子および孫の合計3名です。

申請地は、写真のとおり耕起済みでした。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地とし

て利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第10番(岡田会長職務代理) 申請者のお住いはこの近くですか。

◎事務局(小田主事) 御自宅はこの農地のすぐそばです。

◆第10番(岡田会長職務代理) 申請者の方は93歳と高齢のようですが、この方の御家族は農業と一緒にやっているのでしょうか。

◎事務局(小田主事) 申請者の50代の娘さんが、小委員会のヒアリングにも御出席頂きました。

既に、今現在もその娘さんも農業をやっており、さらにその子どもさんも将来農業をやっていく予定であると回答を確認しております。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第26号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第26号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年7月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

報告のあった法人は、流山市おおたかの森南の法人です。

事業年度は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までの1年間です。

皆様のお手元の様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

これは、法人から提出があった報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和4年5月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積は、0.6ヘクタールです。

法人形態は、合同会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売、ファームレストランの経営、不動産の賃貸等です。

売上高は、全体の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、従事日数は、いずれも150日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の18ページから20ページになります。

御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第26号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きしますが、農家レストランというのはどこにあるのですか。

◎事務局(小田主事) 「○○○」という農家レストランが、キッコーマンアリーナから豊

四季駅方面の柏県道沿い左側に位置しています。

◆**染谷推進委員** ファームレストランと呼ぶのですかね。

焼き鳥がメインの飲食店です。

◎**事務局(小田主事)** ファームレストランの定義付けがはっきりとは無いのですが、「○○○」の場合には、御自分の畑で生産した野菜を食材として提供しています。

○**水代会長** 農家レストランの場合は、農地の中で例えば店舗を運営するとか、農地所有適格法人の運営する農家レストランは、ある一定の条件のもとで行うから、とても有利になる制度なんですよ。

だから、後ほど農家レストランの諸条件等については整理しておいてください。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 次に、報告第18号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の8ページをお開きください。

報告第18号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、11件 28筆 合計面積5,920.66平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

つぎに、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、22件 144筆 合計面積73,302.78平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が6件、道水道用地が3件、その他の建物
施設用地が2件の計11件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件、マン
ションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が3件の計22件です。

今月の専決処理の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしまし
た。

これをもって、令和4年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時00分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年7月11日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 中嶋清

流山市農業委員会委員 山菅康男